

目次

目次

<東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]の変更について>

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 自然的及び社会的特性..... 1- 1
 - 1-1 海岸の概要..... 1- 1
 - (1) 海岸区分及び海岸保全区域等..... 1- 1
 - (2) 港湾及び漁港..... 1- 16
 - 1-2 海岸の現況特性..... 1- 19
 - (1) 防護に関する現況特性..... 1- 19
 - 1) 高潮・波浪..... 1- 19
 - 2) 津波..... 1- 21
 - 3) 地震..... 1- 28
 - 4) 海岸侵食の傾向..... 1- 29
 - 5) 人口分布..... 1- 30
 - 6) 地盤高..... 1- 31
 - 7) 水門・排水機場等..... 1- 32
 - 8) 現在実施されている海岸事業..... 1- 33
 - 9) ソフト面の取り組み..... 1- 34
 - 10) 地球温暖化..... 1- 37
 - (2) 環境に関する現況特性..... 1- 38
 - 1) 砂浜・干潟・浅場・藻場の分布..... 1- 38
 - 2) 貴重な生態系の分布..... 1- 39
 - 3) ウミガメ・鳥類の分布..... 1- 41
 - 4) 特定植物群落..... 1- 43
 - 5) 海域の水質..... 1- 47
 - 6) 赤潮・青潮の発生状況..... 1- 50
 - 7) 水質汚濁の主な要因..... 1- 51
 - 8) 海水浴場の水質..... 1- 51
 - 9) 海岸に漂着するゴミ..... 1- 52
 - 10) 油汚染事故..... 1- 54
- 1-4 海岸の課題..... 1- 97
 - (1) 防護に関する課題..... 1- 97
 - (2) 環境に関する課題..... 1- 99
 - (3) 利用に関する課題..... 1-100
- 2. 海岸保全の目標..... 1-102
 - 2-1 海岸保全の基本理念..... 1-102
 - 2-2 海岸保全の方向性..... 1-103
 - (1) 防護に関する方向性..... 1-103
 - (2) 環境に関する方向性..... 1-104
 - (3) 利用に関する方向性..... 1-105
 - 2-3 海岸防護の目標..... 1-106
 - (1) 防護すべき地域..... 1-106
 - (2) 防護水準..... 1-106
 - (3) 防護の目標値..... 1-108
 - 1) 高潮【計画高潮位】..... 1-108
 - 2) 津波【設計津波の水位】..... 1-112
 - (4) 海岸保全施設等の高さの目安..... 1-113
 - 1) 海岸保全施設の天端高の考え方..... 1-113
 - 2) 設計津波の水位と海岸保全施設等の高さの目安..... 1-115
 - 2-4 海岸保全の施策..... 1-116
 - (1) 防護に関する施策..... 1-116
 - (2) 環境に関する施策..... 1-118
 - (3) 利用に関する施策..... 1-119
 - (4) 総合的な施策..... 1-120
 - 2-5 ゾーン毎の施策..... 1-123

- 11) 海岸における清掃活動..... 1- 55
- 12) 環境学習・教育への取り組み..... 1- 56
- 13) 鳥獣保護区..... 1- 60
- 14) 保安林..... 1- 61
- 15) 自然公園..... 1- 64
- (3) 利用に関する現況特性..... 1- 66
 - 1) 海岸利用が盛んな水際線..... 1- 66
 - 2) 海洋性レクリエーション利用..... 1- 67
 - 3) 海岸におけるイベント..... 1- 68
 - 4) 海岸における利便施設..... 1- 69
 - 5) 漁業活動..... 1- 71
 - 6) 不法係留船舶..... 1- 78
 - 7) 海岸への車両乗り入れ..... 1- 79
 - 8) 海岸における不法占用..... 1- 79
 - 9) 海岸における歴史・文化等..... 1- 80
- 1-3 海岸への要請..... 1- 82
 - (1) 社会的な要請..... 1- 82
 - (2) 地域の要請..... 1- 83
 - 1) 県及び沿岸市町の長期計画..... 1- 83
 - ① 県の長期計画..... 1- 83
 - ② 沿岸市町の長期計画..... 1- 87
 - 2) 地域住民の声..... 1- 88
 - ① 防護に関する意見..... 1- 88
 - ② 環境に関する意見..... 1- 89
 - ③ 利用に関する意見..... 1- 90
 - ④ その他の意見..... 1- 91
 - ⑤ 三番瀬に関する意見..... 1- 91
 - 3) 公聴会..... 1- 92
 - ① 防護に関する意見..... 1- 92
 - ② 環境に関する意見..... 1- 93
 - ③ 利用に関する意見..... 1- 94
 - ④ その他の意見..... 1- 94
 - ⑤ 三番瀬に関する意見..... 1- 95

- 4) ちばづくり県民コメント制度..... 1- 96

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1. 施設整備について..... 2- 1
 - 1-1 整備の基本方針..... 2- 1
 - 1-2 整備しようとする区域..... 2- 3
 - 1-3 防護の基本的な考え方..... 2- 3
 - 1-4 施設の種類等..... 2- 4
- 2. 整備計画..... 2- 8
- 3. 受益地域..... 2-43

目次

<東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]の変更について>

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 自然的及び社会的特性..... 1- 1
 - 1-1 海岸の概要..... 1- 1
 - (1) 海岸区分及び海岸保全区域等..... 1- 1
 - (2) 港湾及び漁港..... 1- 16
 - 1-2 海岸の現況特性..... 1- 19
 - (1) 防護に関する現況特性..... 1- 19
 - 1) 高潮・波浪..... 1- 19
 - 2) 津波..... 1- 21
 - 3) 地震..... 1- 28
 - 4) 海岸侵食の傾向..... 1- 29
 - 5) 人口分布..... 1- 30
 - 6) 地盤高..... 1- 31
 - 7) 水門・排水機場等..... 1- 32
 - 8) 現在実施されている海岸事業..... 1- 33
 - 9) ソフト面の取り組み..... 1- 34
 - 10) 地球温暖化..... 1- 37
 - (2) 環境に関する現況特性..... 1- 38
 - 1) 砂浜・干潟・浅場・藻場の分布..... 1- 38
 - 2) 貴重な生態系の分布..... 1- 39
 - 3) ウミガメ・鳥類の分布..... 1- 41
 - 4) 特定植物群落..... 1- 43
 - 5) 海域の水質..... 1- 47
 - 6) 赤潮・青潮の発生状況..... 1- 50
 - 7) 水質汚濁の主な要因..... 1- 51
 - 8) 海水浴場の水質..... 1- 51
 - 9) 海岸に漂着するゴミ..... 1- 52
 - 10) 油汚染事故..... 1- 54
- 1-4 海岸の課題..... 1- 97
 - (1) 防護に関する課題..... 1- 97
 - (2) 環境に関する課題..... 1- 99
 - (3) 利用に関する課題..... 1-100
- 2. 海岸保全の目標..... 1-102
 - 2-1 海岸保全の基本理念..... 1-102
 - 2-2 海岸保全の方向性..... 1-103
 - (1) 防護に関する方向性..... 1-103
 - (2) 環境に関する方向性..... 1-104
 - (3) 利用に関する方向性..... 1-105
 - 2-3 海岸防護の目標..... 1-106
 - (1) 防護すべき地域..... 1-106
 - (2) 防護水準..... 1-106
 - (3) 防護の目標値..... 1-108
 - 1) 高潮【計画高潮位】..... 1-108
 - 2) 津波【設計津波の水位】..... 1-112
 - (4) 海岸保全施設等の高さの目安..... 1-113
 - 1) 海岸保全施設の天端高の考え方..... 1-113
 - 2) 設計津波の水位と海岸保全施設等の高さの目安..... 1-115
 - 2-4 海岸保全の施策..... 1-116
 - (1) 防護に関する施策..... 1-116
 - (2) 環境に関する施策..... 1-118
 - (3) 利用に関する施策..... 1-119
 - (4) 総合的な施策..... 1-120
 - 2-5 ゾーン毎の施策..... 1-123

- 11) 海岸における清掃活動..... 1- 55
- 12) 環境学習・教育への取り組み..... 1- 56
- 13) 鳥獣保護区..... 1- 60
- 14) 保安林..... 1- 61
- 15) 自然公園..... 1- 64
- (3) 利用に関する現況特性..... 1- 66
 - 1) 海岸利用が盛んな水際線..... 1- 66
 - 2) 海洋性レクリエーション利用..... 1- 67
 - 3) 海岸におけるイベント..... 1- 68
 - 4) 海岸における利便施設..... 1- 69
 - 5) 漁業活動..... 1- 71
 - 6) 不法係留船舶..... 1- 78
 - 7) 海岸への車両乗り入れ..... 1- 79
 - 8) 海岸における不法占用..... 1- 79
 - 9) 海岸における歴史・文化等..... 1- 80
- 1-3 海岸への要請..... 1- 82
 - (1) 社会的な要請..... 1- 82
 - (2) 地域の要請..... 1- 83
 - 1) 県及び沿岸市町の長期計画..... 1- 83
 - ① 県の長期計画..... 1- 83
 - ② 沿岸市町の長期計画..... 1- 87
 - 2) 地域住民の声..... 1- 88
 - ① 防護に関する意見..... 1- 88
 - ② 環境に関する意見..... 1- 89
 - ③ 利用に関する意見..... 1- 90
 - ④ その他の意見..... 1- 91
 - ⑤ 三番瀬に関する意見..... 1- 91
 - 3) 公聴会..... 1- 92
 - ① 防護に関する意見..... 1- 92
 - ② 環境に関する意見..... 1- 93
 - ③ 利用に関する意見..... 1- 94
 - ④ その他の意見..... 1- 94
 - ⑤ 三番瀬に関する意見..... 1- 95
- 4) ちばづくり県民コメント制度..... 1- 96

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1. 施設整備について..... 2- 1
 - 1-1 整備の基本方針..... 2- 1
 - 1-2 整備しようとする区域..... 2- 3
 - 1-3 防護の基本的な考え方..... 2- 3
 - 1-4 施設の種類等..... 2- 4
- 2. 整備計画..... 2- 8
 - (1) 海岸保全施設の新設又は改良..... 2- 8
 - (2) 海岸保全施設の維持又は修繕..... 2- 8
- 3. 受益地域..... 2-46

現行計画 【平成25年11月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』の変更について		
<p align="center">『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』の変更について</p> <p>館山市洲崎から旧江戸川河口の都県境までの海岸は、平成 16 年 8 月に定めた『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』(以下、「本計画」という。)に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、海岸保全施設の天端高等の計画条件は、高潮や高波に対する防護機能の確保に主眼をおいていた。</p> <p>一方、津波については、来襲の実績、津波の浸入や遡上を抑制する盾となる砂丘や松林などの自然の防災機能、及び予想される津波被害の想定など、津波対策に関する調査・検討を推進しその周知を図り、地域における避難体制・安全情報伝達などを支援していくものとしていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する津波により、千葉県では、千葉東沿岸で甚大な被害が発生し、東京湾沿岸にも津波が浸入するなど、津波からの防護に関し、見直しの必要性が生じた。さらに、この大震災を契機に実施された様々な調査、検討成果から、津波の実態や被害に関する新たな知見や津波防災への考え方が提示された。</p> <p>以上を踏まえ、『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』における防護の考え方(津波に対する防護水準等)を見直し、本計画を変更するものである。</p>	<p align="center">『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』の変更について</p> <p>《平成 25 年 11 月 変更》</p> <p>館山市洲崎から旧江戸川河口の都県境までの海岸は、平成 16 年 8 月に定めた『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』(以下、「本計画」という。)に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、海岸保全施設の天端高等の計画条件は、高潮や高波に対する防護機能の確保に主眼をおいていた。</p> <p>一方、津波については、来襲の実績、津波の浸入や遡上を抑制する盾となる砂丘や松林などの自然の防災機能、及び予想される津波被害の想定など、津波対策に関する調査・検討を推進しその周知を図り、地域における避難体制・安全情報伝達などを支援していくものとしていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する津波により、千葉県では、千葉東沿岸で甚大な被害が発生し、東京湾沿岸にも津波が浸入するなど、津波からの防護に関し、見直しの必要性が生じた。さらに、この大震災を契機に実施された様々な調査、検討成果から、津波の実態や被害に関する新たな知見や津波防災への考え方が提示された。</p> <p>以上を踏まえ、『東京湾沿岸海岸保全基本計画 [千葉県区間]』における防護の考え方(津波に対する防護水準等)を見直し、本計画を変更するものであるした。</p> <p>《平成 28 年 月 変更》</p> <p>大規模な津波、高潮等に備える海岸における防災・減災対策の強化、海岸保全施設の老朽化への早急な対策などの必要性の高まりを背景に、平成 26 年 6 月に海岸法の一部が改正され、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加された。</p> <p>さらに、平成 26 年 12 月に改定された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針を変更したことから、計画変更を行うものである。</p>	
<p>第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 自然的及び社会的特性 1-4 海岸の課題 (1) 防護に関する課題</p>		
<p>5) 海岸保全施設の機能向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>千葉港海岸や木更津港海岸では、水門・排水機場・陸閘など台風来襲時に操作する必要がある海岸保全施設が多く存在している。</p> <p>これらの施設の中には、老朽化が進行している施設等もあり、その機能維持・機能向上が課題として位置付けられる。</p> </div>	<p>5) 海岸保全施設の機能維持・機能向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>千葉港海岸や木更津港海岸では、水門・排水機場・陸閘など台風来襲時に操作する必要がある海岸保全施設が多く存在している。</p> <p>その他、既存の海岸保全施設これらの施設の中には、老朽化が進行していることから、海岸の防護に支障が及ばないよう、いる施設等もあり、その将来を見据えた計画的、効率的な機能維持・機能向上が課題として位置付けられる。</p> </div>	<p>P. 1-98</p>

現行計画 【平成25年11月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸保全の目標 2-4 海岸保全の施策 (1) 防護に関する施策		
<p>2) 既存海岸保全施設の機能の維持・向上</p> <p>既に存在する堤防や護岸等の海岸保全施設については、耐震補強や液状化対策について、順次対応していく。また、施設機能の適切な保持を図るため、老朽化等により再整備が必要な施設については、維持補修を行うことより耐久性の向上を図る。</p> <p>また、水門・排水機場・陸閘など津波や台風来襲時に操作を要する施設については、機械・電気設備の更新と併せて、設備の機能維持・機能向上等を検討していく。</p> <p>なお、低地帯を有する葛南地区については、施設の老朽化対策に加え、地震水害からの防護の観点から、施設の耐震補強や液状化対策についても順次検討していく。</p> <p>さらに、津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。</p>	<p>2) 既存海岸保全施設の機能の維持・向上</p> <p>既に存在する堤防や護岸等の海岸保全施設については、耐震補強や液状化対策について、順次対応していく。また、施設機能の適切な保持を図るため、老朽化等により再整備が必要な施設については、維持補修を行うことより耐久性の向上を図る。</p> <p>既存の海岸保全施設の老朽化が進行する現状を踏まえ、予防保全の観点から、定期的に巡視や点検を行い、防護機能を保持する効率的な維持管理・修繕を計画的に推進する。</p> <p>また、水門・排水機場・陸閘など津波や台風来襲時に操作を要する施設については、機械・電気設備の更新と併せて、設備の機能維持・機能向上等を検討していく。さらに、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施するなど、現場操作員の安全を確保した効果的な管理運用体制の構築を図る。</p> <p>なお、低地帯を有する葛南地区については、施設の老朽化対策に加え、地震水害からの防護の観点から、施設の耐震補強や液状化対策についても順次検討していく。</p> <p>さらに、津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。</p>	P.1-116
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 施設整備について 1-1 整備の基本方針		
<p>① いつも安心して暮らせる海岸の整備（防護に関して）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮・波浪・津波による自然災害から背後地の安全性を確保することを目的に、現在実施している海岸保全対策をより一層推進する。 富津岬以南の砂浜海岸や湾奥部の人工海浜など侵食が進行している海岸においては、離岸堤や潜堤などの漂砂対策施設の整備と併せて、河川からの供給土砂も含め、広域かつ長期的な土砂収支の把握を行い、堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も今後検討していく。 葛南地域など低地帯を背後に有する海岸においては、地震水害からの防護を目的に、施設の耐震性の強化を順次推進していく。特にゼロメートル地帯や埋め立てによる液状化の恐れのある地帯などの危険性の高い地域においては、早期に老朽化・耐震対策を行っていく。 既存の施設については、耐震補強や液状化対策について順次対応していく。また、施設機能の適切な保持を図るため、老朽化等により再整備が必要な施設については、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図る。 津波に対する海岸保全施設等の整備にあたっては、住民等の生命・財産の保護や地域の経済活動を安定化させるため、比較的発生頻度の高い(数十年から百数十年に一度程度)一定程度の津波高に対して内陸への浸入を防ぐとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる構造の導入を図る。 また、予想される被害の想定等に関する調査・検討を推進し、自然現象は、想定を超える可能性があることを十分に認識し、関係機関が連携し、継続的かつ定期的に、その周知を図ると共に、地域における避難体制の拡充・安全情報伝達などの津波対策を支援していく。 今後、自然の砂浜なども海岸保全施設と認められるようになるため、これらの防護面における活用を検討していく。 周辺の環境や景観との調和、及び海洋性レクリエーション利用等との調和を図るため、海岸保全施設の整備にあたっては、親水性に配慮した施設や柔構造を有する施設などの新技術の導入について、今後検討していく。 	<p>① いつも安心して暮らせる海岸の整備（防護に関して）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮・波浪・津波による自然災害から背後地の安全性を確保することを目的に、現在実施している海岸保全対策をより一層推進する。 富津岬以南の砂浜海岸や湾奥部の人工海浜など侵食が進行している海岸においては、離岸堤や潜堤などの漂砂対策施設の整備と併せて、河川からの供給土砂も含め、広域かつ長期的な土砂収支の把握を行い、堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も今後検討していく。 葛南地域など低地帯を背後に有する海岸においては、地震水害からの防護を目的に、施設の耐震性の強化を順次推進していく。特にゼロメートル地帯や埋め立てによる液状化の恐れのある地帯などの危険性の高い地域においては、早期に老朽化・耐震対策を行っていく。 既存の施設については、耐震補強や液状化対策について順次対応していく。また、施設機能の適切な保持を図るため、老朽化等により再整備が必要な施設については、維持補修・更新を行うことにより耐久性の向上防護機能の確保を図る。 津波に対する海岸保全施設等の整備にあたっては、住民等の生命・財産の保護や地域の経済活動を安定化させるため、比較的発生頻度の高い(数十年から百数十年に一度程度)一定程度の津波高に対して内陸への浸入を防ぐとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる構造の導入を図る。 また、予想される被害の想定等に関する調査・検討を推進し、自然現象は、想定を超える可能性があることを十分に認識し、関係機関が連携し、継続的かつ定期的に、その周知を図ると共に、地域における避難体制の拡充・安全情報伝達などの津波対策を支援していく。 今後、自然の砂浜なども海岸保全施設と認められるようになるため、これらの防護面における活用を検討していく。 周辺の環境や景観との調和、及び海洋性レクリエーション利用等との調和を図るため、海岸保全施設の整備にあたっては、親水性に配慮した施設や柔構造を有する施設などの新技術の導入について、今後検討していく。 	P.2-1

現行計画 【平成25年11月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 整備計画		
<p>各地区における整備計画は、海岸の現況特性、及び地元市町や地域住民の意向等を踏まえ策定した。</p> <p>図-2.1 に東京湾沿岸における海岸保全区域および海岸保全予定区域の一覧を示し、表-2.1 には海岸の現況特性の一覧を示す。</p> <p>また、表-2.2(1)～表-2.2(6)および平面図においては、整備計画として、施設の整備方針、施設の種類・規模、配置等を示す。なお、必要に応じて適宜、整備計画の見直しは行われるものとする。</p> <p>また、新規事業については、地域の意向や特性に応じた、きめこまやかな海岸づくりを推進していくために、海岸の地形変化や保全対策に関する最新の調査・研究及び技術開発を踏まえながら、市町や海岸に関する地域団体および地域住民などからなる「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」の創設を図ることが望ましい。また、施設整備の実施に向けては、本基本計画で定めた「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」を基本とし、「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」において意見を聴くなどして整備を推進するものとする。</p>	<p>各地区における整備計画は、海岸の現況特性、及び地元市町や地域住民の意向等を踏まえ策定した。</p> <p>図-2.1 に東京湾沿岸における海岸保全区域および海岸保全予定区域の一覧を示し、表-2.1 には海岸の現況特性の一覧を示す。</p> <p>また、表-2.2(1)～表-2.2(6)および平面図においては、整備計画として、施設の整備方針、施設の種類・規模、配置、維持又は修繕の方法等を示す。なお、必要に応じて適宜、整備計画の見直しは行われるものとする。</p> <p>(1) 海岸保全施設の新設又は改良 また、海岸保全施設を新設又は改良する場合新規事業については、地域の意向や特性に応じた、きめこまやかな海岸づくりを推進していくために、海岸の地形変化や保全対策に関する最新の調査・研究及び技術開発を踏まえながら、市町や海岸に関する地域団体および地域住民などからなる「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」の創設を図ることが望ましい。また、施設整備の実施に向けては、本基本計画で定めた「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」を基本とし、「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」において意見を聴くなどして整備を推進するものとする。</p> <p>(2) 海岸保全施設の維持又は修繕 海岸保全施設の維持又は修繕は、定期的実施した巡視や点検結果に基づき、施設の長寿命化を勘案し、背後地の状況や海岸利用を踏まえ、計画的かつ効率的に実施する。 なお、海岸保全施設の維持管理や海岸保全のための養浜については、点検や修繕の履歴、モニタリングに関する分かりやすい記録の作成、引継ぎ(保存)が効果的、効率的な事業の継続には不可欠であるため、これを適切に行う。</p>	P.2-8

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
2. 整備計画

表-2.2(1) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その1)

Table with columns: ソーン名, 地域区分, 番号, 海岸名・地区名等, 海岸線延長(m), 市町村(管理者), 所管, 種別, 整備方針, 高さ保全施設, 実態, 海岸保全施設, 整備計画, 平面図. Contains 12 rows of coastal area data.

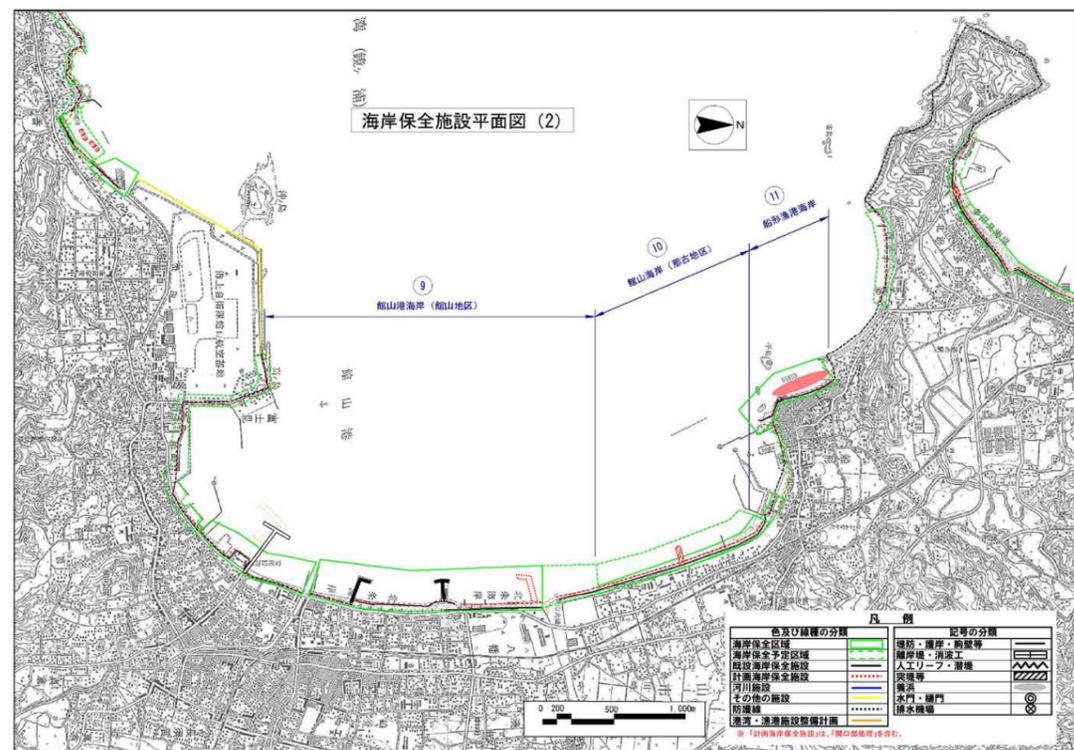
地域区分: 同一の津波外力を想定しうる一連の海岸線の区分。
海岸線延長: 平成23年度海岸統計等による。
所管: 水管理(国土保全局/国土交通省水管理・国土保全局)...

表-2.2(1) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その1)

Table with columns: ソーン名, 地域区分, 番号, 海岸名・地区名等, 海岸線延長(m), 市町村(管理者), 所管, 種別, 整備方針, 種別, 規模, 高さ保全施設, 実態, 海岸保全施設, 整備計画, 平面図. Contains 12 rows of coastal area data with additional columns for height preservation and scale.

地域区分: 同一の津波外力を想定しうる一連の海岸線の区分。
海岸線延長: 平成28年度海岸統計等による。
所管: 水管理(国土保全局/国土交通省水管理・国土保全局)...

海岸保全施設平面図(2)



海岸保全施設平面図(2)

